

審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第25条第1項～第2項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第11条（消費の許可の申請）、同第12条（無許可消費数量）、同第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： 当該火薬類の爆発又は燃焼が、 (1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2) 他の法令で禁止されているとき等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき は、許可しない。
標 準 処 理 期 間：5日以内
申 請 先：申請書は、消費地を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線3414）
備 考：